

男女共同参画標語・川柳を展示します

10月は愛知県が定める男女共同参画月間です。これにあわせて、7～8月にかけて募集を行った男女共同参画標語・川柳の展示を行います。

とき: 10月1日(木)～15日(木) (土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 **ところ:** 市役所市民ギャラリー (東館1階) **問い合わせ:** 市民協働推進課 (☎51・2188)

川と海のクリーン大作戦

とき: 10月25日(日)午前9時 (小雨決行。予備日11月1日(日)) **集合・解散:** 集合は豊川と朝倉川の合流部付近 (沖野地区)、解散は現地 **内容:** 豊川河川敷 (沖野地区、吉田大橋より上流部の下地区) の清掃 **その他:** 動きやすい服装で参加してください **申し込み:** 不要 **問い合わせ:** 河川課 (☎51・2535)

10月は骨髄バンク推進月間 骨髄ドナー登録会のお知らせ

骨髄バンク推進月間中、市ではドナー登録会を開催します。1人でも多くの患者さんが骨髄移植を受けられるよう、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

とき/ところ: 10月4日(日)午前9時30分～11時30分・午後1時～2時30分 / 桜丘高等学校学園祭会場 (南牛川二丁目)、10月17日(土)午前9時30分～11時・午後1時～4時 / ええじゃないか豊橋まつり観光物産博覧会会場 (豊橋公園内) **ドナー登録できる方:** 18歳以上54歳以下で、骨髄・末梢血幹細胞の提供について十分理解している方 (健康状態により登録できない場合があります) **その他:** 詳細は (公財) 日本骨髄バンクホームページ (<http://www.jmdp.or.jp/>) 参照

■上記以外で登録を希望する場合

とき: 月～土曜日 (祝・休日、年末年始を除く) 午前9時～11時、午後1時30分～4時 **ところ:** 愛知県赤十字血液センター豊橋事業所 (東脇三丁目 ☎32・1331) **[共通事項]** **問い合わせ:** 健康政策課 (☎39・9111)

この時期はスポーツや行楽に最適なシーズンですが、日没が早くなり、下校時などにおいて、子どもが犯罪被害にあらう危険性が高まります。より多くの地域の目で、子どもたちの安全を確保しましょう。また、市内では「無施錠(II)カギをかけたいないこと」状態の盗難被害が多発しています(下表)。特に、自転車ドロボーの被害のうち約70%は無施錠でした。自動車や自転車から離れるときは、わずかな時間でも必ずカギをかけましょう。

■運動の重点

- ・住宅を対象とした侵入盗被害の防止に努めましょう
- ・振り込め詐欺など特殊詐欺の被害の防止に努めましょう
- ・自動車関連窃盗の防止に努めましょう
- ・子どもと女性の犯罪被害の防止に努めましょう
- ・暴力追放運動を推進しましょう
- ・施錠を徹底しましょう

10月11日(日)～20日(火)は秋の安全なまちづくり市民運動 **無施錠に注意しましょう**

問い合わせ 安全生活課 (☎51・2303)

■犯罪別無施錠率(平成27年1～8月)

犯罪名	地域	件数(件)	無施錠での件数(件)	無施錠率(%)
車上ねらい	豊橋市	167	74	44.3
	愛知県	3,585	1,390	38.8
自動車ドロボー	豊橋市	42	13	31.0
	愛知県	1,548	367	23.7
自転車ドロボー	豊橋市	412	294	71.4
	愛知県	9,022	5,370	59.5

暮らしの安全安心

ひびくメモ

若者が増えている投資勧誘にご注意を!

問い合わせ

豊橋市消費生活相談室 (☎51・2305 ※月～金曜日午前10時～午後4時30分)、
愛知県東三河消費生活相談室 (☎52・0999 ※月～金曜日午前9時～午後4時30分)

「外国の不動産開発に投資をすれば配当金がもらえる」「インターネット広告やアプリ開発の契約をすれば収入が得られる」「友人を勧誘すれば、さらなる収入が得られる」と勧誘され契約したが解約したい、と若者やその保護者からの相談が増えています。

友人や、フェイスブック、ラインなどのSNSで知り合った人から、すぐに儲かるかのように勧誘され、高額な初期費用を支払ったのに、実際には収入にならないのではないかといったものです。

友人や先輩から勧誘されて断りにくく、中には消費者金融を利用して費用を支払ってしまったケースもあります。契約の意思がない時はきっぱりと断りましょう。また、困ったときはひとりで悩まずに、ご相談ください。

平成28年4月1日から 指定ごみ袋制度が始まります

問い合わせ 環境政策課(☎51・2454)

ごみ分別やごみ出しマナーの徹底のために、平成28年4月1日から、「もやすごみ」と「わすごみ」は、市指定のごみ袋に入れてごみステーションに持ち出していただくようご協力をお願いします。

■もやすごみの持ち出し方

(平成28年4月1日から)

- ・生ごみ、紙くず類、木くず類、皮革製品類がもやすごみです
- ・生ごみは水をしっかりと切りましょう
- ・もやすごみ用の指定ごみ袋に入れて、ごみステーションに持ち出してください
- ・木の枝や板は、長さ60cm以下、直径30cm以下に束ねれば、指定ごみ袋を使わずにそのまま持ち出すことができます



もやすごみ用の指定袋
(白色半透明の袋に赤文字)
※袋のサイズは45ℓ、30ℓ、20ℓ、10ℓ



10月1日は浄化槽の日です

問い合わせ 廃棄物対策課(☎51・2410)

美しい海や川を守るため、家庭からの生活排水をきれいにしましょう。そのためには浄化槽の正しい利用が必要です。

■浄化槽は正しく使いましょ

浄化槽の管理者は浄化槽の「清掃・保守点検・法定検査」を行うことが法律で義務付けられています。家庭の浄化槽についても、この3つを必ず行わなければいけません。次の問答を参考に浄化槽を適正に維持管理してください。

問 清掃はなぜ必要ですか？

答 浄化槽は使用していると次第にごみが蓄積されるため、定期的に取り除かなくてはなりません。市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託して年1回(全ほつき方式は、おおむね6か月に1回)以上清掃してください。※許可業者についてはホームページ(<http://www.city.toyohashi.lg.jp/5421.htm>)をご覧ください。か、廃棄物対策課にお問い合わせください。

問 法定検査はなぜ必要ですか？

答 浄化槽の使用、維持管理が正しく行われているかを調べるため、県の指定検査機関が水質などに関する検査(法定検査)を行います。浄化槽を新しく設置し、使用開始後行う検査(7条検査)と、その後、毎年1回行う検査(11条検査)があります。豊橋地域の指定検査機関は(一財)中部微生物研究所(☎0533・76・2228)です。

■浄化槽設置費補助制度を ご利用ください

海や川の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、浄化槽(合併処理)を設置しようとする方に設置費の一部を補助します。

対象

下水道が未整備または整備が予定されていない地域で、単独処理浄化槽および汲み取り槽から浄化槽(合併処理)に転換する方
※新築、建て替えおよび建築確認を必要とする大規模な増改築による浄化槽の転換については、補助対象外です **補助基数** 平成27年度予算40基分(9月1日現在33基申請済み)

■単独処理浄化槽撤去費の補助

単独処理浄化槽から浄化槽(合併処理)へ転換する方は、設置費補助に加え撤去費補助の対象となる場合があります。

